

## 療育研修会

福岡県 支部

講師 山本 浩子

◆テーマ「いろいろな働き方 福祉型就労について」

「いろいろな働き方 福祉型就労」という演題で、一般就労と福祉的就労について詳しくお話していただきました。

施設を利用して働く福祉的就労は、就労継続支援A型と就労継続支援B型の2種類があり、障害や体調に合わせて働くことができる福祉サービスとのことでした。

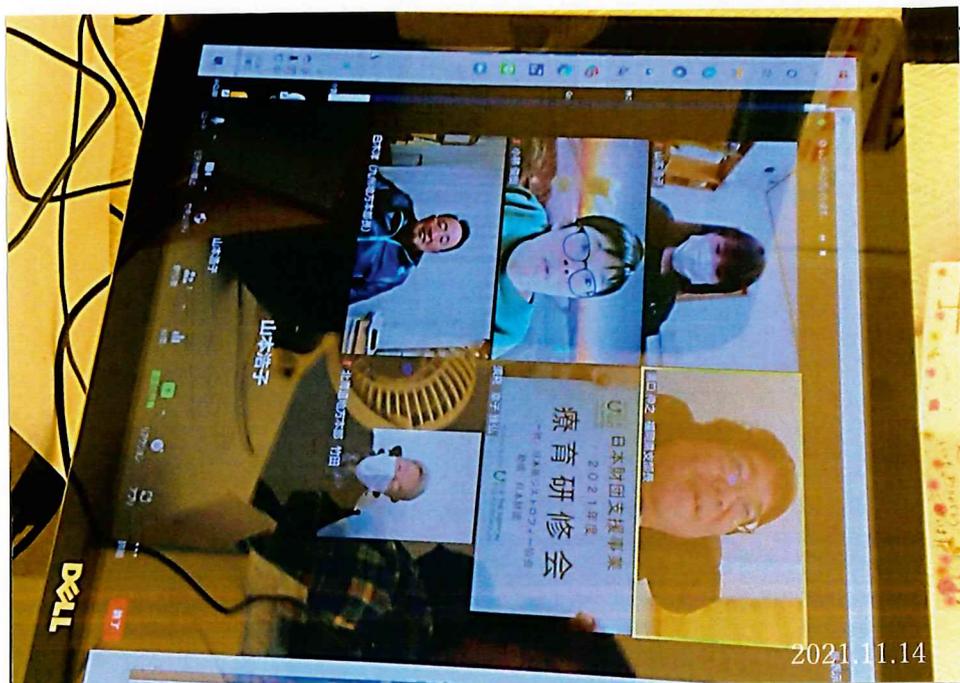
就労継続支援A型は、雇用関係を結び1日4時間程度週20時間働き最低賃金が支払われ、就労継続支援B型は、作業内容は軽作業が多く、生産物に対する成果報酬の工賃が「平均15000円/月」支払われると同時にしっかりとした支援が受けられるそうです。実際に就労継続支援B型で働く筋ジス患者さんの事例もお話されました。

また、会社で働く一般就労についてもお話されました。

## 療育研修会実施状況

福岡県 支部 参加数 9 名

実施場所 オンライン会議システムZOOM



実施を終えて（感想等）

参加者の感想等、必ず記入して下さい。

・障がい者の就労が充実していることが良く分かった。

・就労継続支援A型とB型の違いについて良く分かっていなかったのですが、今回の研修会で詳しいことが分かって良かったです。

・とても分かりやすかったです。  
説明だけではなく、実際に就労継続支援B型へ行っている筋ジス患者さんの事例を聞くことができイメージも膨らみました。

・障がい者の就労について、このような福祉サービスがあって働くことができるんだと知ることができて良かったです。

・自分の障がいに合った働き方を選べるのは良いと思いました。

・知らないことも多く、とても有意義な時間を過ごすことができました。  
ありがとうございました。

・一般就労に興味を持ちました。しかし、なかなか重度身体障がい者にとっては厳しいなとも感じました。

この研修会のお話を聞いて、頑張ろうと思いました。

# 「筋ジス患者もいきいきと働く」

主催：一般社団法人 日本筋ジストロフィー協会 福岡県支部

日時：2021年11月14日(日) 13:30~14:30

開催場所：オンライン（ZOOM 利用）

参加費：無料

参加定員：100名



## ★プログラム★

13:30 開会の挨拶 福岡県支部長 溝口伸之

第1部 基調講演

「いろいろな働き方 福祉型就労について」

- ・社会福祉法人 鞍手ゆたか福祉会  
障がい者相談センター さくら 管理者
- ・福岡県社会福祉士会  
権利擁護センター ぱあとなあ福岡 会員

山本 浩子 氏

第2部

「僕らも働いていきいき！体験発表」

- ・福岡県支部
- ・福岡県支部

小林 俊樹 氏

須堯 雅弘 氏

閉会の挨拶 九州地方本部長 白木 洋

14:30 終了



申込方法：オンライン会議システム ZOOM を利用しますので、入室の際には、ID とパスワードが必要になります。参加される方には、開催日が近づきましたらメールでお知らせしますので、下記の申込フォーム、QR コード、または下記の宛先までメールにて（「療育研修会参加希望」題して氏名、支部名、アドレス明記の上）、お申し込み下さい。

○申込フォーム <https://forms.gle/ipbnxgfhYFNbS8av8>

○アドレス [hirokomikoto2003317@yahoo.co.jp](mailto:hirokomikoto2003317@yahoo.co.jp)（担当 山本）

○申込 QR コード



お問合せ先：日本筋ジストロフィー協会 福岡県支部長 溝口伸之  
電話 090-2088-0415

日本財団支援事業 療育研修会  
 「筋ジス患者もいきいきと働く」  
 令和3年11月14日(日)13:30~14:30

第一部  
 いろいろな働き方 福祉型就労

福岡県支部 山本 浩子

1

所属：○社会福祉法人鞍手ゆたか福祉会  
 じょぶトレーニング行橋(就労移行・自立訓練)  
 障がい者相談センターさくら  
 管理者：相談支援専門員  
 ○筋ジストロフィー協会福岡県支部事務局  
 ○福岡県社会福祉士会  
 権利擁護センターぱあとなあ福岡会員  
 成年後見業務  
 ○障害支援区分認定審査委員

資格：社会福祉士、精神保健福祉士  
 介護支援専門員、介護福祉士 等

2



3

施設を利用して働く  
 福祉的就労は2種類

就労継続支援A型  
 給料 保障：最低賃金  
 福岡県870円以上  
 平均7~8万円/月  
 1日4時間程度  
 週20時間

就労継続支援B型  
 工賃  
 保障：3000円/月以上  
 平均15000円/月  
 しっかりと支援が  
 受けられる

利用の条件  
 障がい者手帳 又は 自立支援医療保証 又は 主治医の意見書  
 相談支援事業所と契約しサービス等利用計画書

4

会社で働く 合理的配慮 障害者差別解消法  
 短時間勤務 出勤時間の調整 通院日の休暇取得

【身体障がい】 ※会社の負担が重すぎる場合は除く  
 多目的トイレ・スロープ・エレベータの設置

【知的・発達障がい】  
 手順書 イヤーマフや耳栓の使用(聴覚過敏)  
 イヤホンで音楽を聴きながら 間仕切り

【内部障がい】 オスメイトの設置 腹膜透析の配慮

【聴覚障がい】 筆談やメール  
 危険場所等を視覚的に明確

5

事例：就労継続支援B型で働く18歳筋ジス  
 合併症：知的障がい・自閉症・顔面皰粒症

ゆっくり過ごせる施設選び 毎日利用するのは体力が続かない

【月・水・金】 9時半に自宅送迎・15時半に帰宅  
 作業は1日1時間程度(食品の箱詰め等)  
 他の時間はバスルカ静養(専用のベッド)

【火・木・土曜日】 看護師のいる生活介護の施設で  
 日中一時支援を利用  
 ※寝れない程度に好きな事をして過ごす  
 ※いつでも静養ができるベッド

8時~9時半の送り出し 帰宅後15時半~18時は、ヘルパーや訪問看護(リハ)

6



7